

令和6年6月26日

第6回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第6回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用  
集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について

|       |           |   |   |     |             |                   |   |  |  |
|-------|-----------|---|---|-----|-------------|-------------------|---|--|--|
| 招集年月日 | 令和6年6月26日 |   |   |     | 招集場所        | 市民プラザかぞ<br>多目的ホール |   |  |  |
| 開会の日時 | 午後1時57分   |   |   |     | 閉会の日時       | 午後4時20分           |   |  |  |
| 会 長   | 小 川 達 男   |   |   |     | 職務代理        | 松 本 昇             |   |  |  |
| 議 席   | 委 員 氏 名   | 出 | 欠 | 議 席 | 委 員 氏 名     | 出                 | 欠 |  |  |
| 1     | 高 橋 雅 一   | ○ |   | 9   | 小 山 治 延     | ○                 |   |  |  |
| 2     | 久 保 文 夫   | ○ |   | 10  | 須 藤 秀 夫     | ○                 |   |  |  |
| 3     | 瀬 下 京 子   | ○ |   | 11  | 関 弘 明       | ○                 |   |  |  |
| 4     | 山 岸 和 男   | ○ |   | 12  | 松 本 昇       | ○                 |   |  |  |
| 5     | 嶋 村 淨     | ○ |   | 13  | 中 島 利 雄     | ○                 |   |  |  |
| 6     | 金 子 勇 一   | ○ |   | 14  | 小 川 達 男     | ○                 |   |  |  |
| 7     | 小 川 達 夫   | ○ |   | 15  | 小 坂 実       | ○                 |   |  |  |
| 8     | 松 本 榮 次 郎 | ○ |   |     |             |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 加須市農業委員会事務局 |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 局 長 野 崎 修 司 |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 次 長 前 島 勝 己 |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 主 幹 藤 間 みゆき |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 主 幹 渡 辺 昌 也 |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 主 幹 関 田 毅   |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     | 主 任 加 藤 正 則 |                   |   |  |  |
|       |           |   |   |     |             |                   |   |  |  |

開会 午後 1時57分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、これより令和6年第6回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆さん、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

田んぼのほうも大体の地域が終わっているかなと思うんですけども、私も20日に終わったところで、うちの前のほうは騎西地域なんですけれども、まだ田んぼのほうも少し終わっていないところもあるようですけれども、大体おおむねは終わっているかなと思います。

それでは、これより令和6年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。

○会長（小川達男君） 改めまして、皆様、こんにちは。

今日私が家を出てくるときには、日射病にかかるのではないかなという高温の下、この会場へ駆けつけるんですけども、今年は、平年に比べて2週間遅れて梅雨の季節に入ったという気象庁の発表なんですけれども、それから連日、毎日暑い暑いと言いまして、私は大変危惧しているところでもありますけれども、皆さん方も今一番熱中症の発症になりやすい季節であります。十分体に気をつけてまして、ふだんの農作業及びこの委員会活動にご尽力いただ

ければというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願ひ  
します。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日委員総数15名、全委員さん  
のご出席をいただいております。

お忙しい中ご出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願ひいたします。



#### ◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

3番、瀬下京子委員及び

4番、山岸和男委員

の両委員を指名いたします。



#### ◎取下願の報告

○会長（小川達男君） まず、議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書  
9ページの13番、北川辺地区の案件について、取下願が提出されておりますので、本日の

議案から除かれますことをご報告いたします。



### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 11 件を議題といたします。

初めに、1 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は の実家のある加須市に移住し、住居に隣接する畑で自家消費及び知人分の作物の栽培を行うため、また、信頼できる先輩農家が近くに居住しており、農作業について相談が可能であるため、譲渡人は住まいが遠方で管理が困難なため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や借用状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（小川達夫君） 7 番、小川です。

6 月 15 日、田村推進委員さんと現地を確認後、 氏が購入予定であるご自宅に訪問し、面談をいたしました。

本物件は、農地として既に 氏が管理されており、作物はつくっておりませんが、管理状況は良好でした。

位置図を見て分かるとおり、太線に囲まれた奥に家がございます。これが今回譲渡人である さんが所有している建物であり、宅地でございますので、既に さんに売却済でございます。現在は ところを週に 1 回行ったり来たりしている状況です。

まず、譲受人の 氏ですが、先ほど事務局のほうからご報告があったように、現在 に住居しております。 は の出身で、夫婦ともいずれは の故郷で子どもを育

てて、仕事をやっていきたいという希望を持っておりました。

そういう中、4年前から の農業塾に通いながら自分が農業を行えるかどうか、4年間じっくりと勉強してまいりましていたような次第でございます。ですから、行く行くは農地を自分のものにするか、借入れをするか、いろいろ考えていた矢先、行政に相談しておりました結果、本案件が行政側から提案があったそうです。

農業塾の先生である 氏という方がこの の住人でありまして、既に移転して農家を購入して農地を既に何ヘクタールも耕作しているような状況でございまして、 氏の助言によりまして、本物件の経営をしていくということを確認したそうでございます。

農機具の保有状況等も良好であり、夫婦が協力して農業をやるという心構えも確認してまいりました。

一方、譲渡人の 氏は、先月の農業委員会の案件に係りました案件でございます。もともと 氏が所有している自宅と農地でありまして、 氏には直系の相続人がいないため、 である さんの実家の に住んでいる さん宅（ 氏から見ると ）、 さんに相続権が回ってまいりまして、やむを得ず さんが相続したのはいいことですが、農業はやったこともありませんし、加須市のほうにも年少の頃数回来ただけでほとんど知らない土地であるということで、こちらも処分に困りまして、行政側に相談した結果、行政のほうからたまたまこういう人がいるということで、マッチングアプリではないですが、マッチングした次第でございます。

氏も 氏に今回売却することも、それから 氏に地域の振興のためにも農地を引き継いでもらいたいという意思が大変強いものですから、両方お互いにウィンウィンの関係で今回に至りました。

農地法を鑑みましても、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の樋遣川地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

3条の2番と3条の3番は交換で、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、両案件とも譲受人が隣接地を耕作しており、効率的に耕作を行うことができるため、譲渡人については、両案件とも譲受人が耕作したほうが効率がよいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

6月17日に、地区担当委員の森博司さんと寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。代理人の さんに現地対応をしていただきました。

さんによりますと、 さん、 さん、お互いの土地を交換することにより隣の田んぼがそれぞれの自分の土地につながるため、1つの区画にまとめることができるそうです。当然作業効率が上がり、水管理等も楽になることから、今回の申請に至ったとのこと。

現地を確認したところ、お互いに田植えが終わりきれいに管理されておりました。これからもこの先効率よく維持管理ができると思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

まず、2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は耕作している農地を譲り受け耕作したいため、譲渡人は高齢のため、耕作している方に譲りたいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

6月15日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地は さんの自宅のすぐ近くにあり、3年ほど前から野菜畑として借りていたそうです。現地は、ナス、トマト等が栽培されており、きれいに管理されておりました。

土地を管理するため、そんなに大きくありませんが、トラクターを購入したとのことでした。また、近所の方から、野菜栽培などについていろいろアドバイスを受けながら、野菜づくりができ、成果も出てきているということでした。

さんの住所は になっておりますが、今は に住んでおり、 を経営しております。

また、譲渡人の さんは 歳を超えており、元気にされていますが、これから先、土地を管理するのが難しくなってきたということであり、やむを得ないのかなと思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしてい

ると思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は農業をやっていないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

6月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります                      さんの案内で現地確認を行いました。                      さんは                      さんの                      であります。

さんによりまますと、案件の土地の所有者である                      さんは、現在はほかの方に耕作してもらっていますが、将来のことを考えて、知り合いである                      さんに耕作してもらえたらとのことでした。

さんにとっても、案件の土地の近くに自分が耕作している水田があり、効率よく作業ができるということで、今回の申請となりました。

さんの耕作している田んぼを見ましたが、きれいに管理されており、安心して耕作をお願いできると思えました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は20年以上前よりこの農地を耕作しており、今回譲渡人より譲りたいとの話があったため、譲渡人は高齢により農業をやっていないため、耕作をしている譲受人に譲りたいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

6月16日、儘田推進委員さんと現地を確認後、 宅、 宅を訪問し、 さんは、 さんはご本人に面談をして事情を聞いてまいりました。

まず、本物件はどういう状況になっていたかという、野菜畑としてきれいに管理されておりました。

まず、譲受人の 氏は、物件の配置図の左寄りの と書いてある、そこが さん宅

で、本当に さんの至近距離の畑を、先ほど20年とおっしゃってございましたけれども、半世紀以上無償で借りていまして、野菜をつくっていたそうです。 氏と さんは縁戚関係はございませんけれども、 さんのお宅は右側に道2本を越えた薄い字でと書いてあるそこがご自宅で、物件はちょっと離れておりますし、現在 で、先ほどお話があったように高齢でございます。本人も農業はやっておりませんので、どうかうまく使ってくれる人ということで、半世紀以上つくっていただいた さんにぜひとももらってほしいという さんより懇願されたそうです。 さんも農業は、 さんの後ろの田んぼが描いてあるところ、これも青地のところですが、こちらに相当農業をやっている大農家でございます、それでは頂いてもいいということで話がついたそうです。

お互いに合致したということで、農地法の観点からも適切であると判断してまいりました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は所有者が亡くなられて相続人が相続放棄をしたため、本件の不動産を相続財産清算人として選任され、譲り渡すこととなったためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は、私14番小川でありますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、この物件ですけれども、私が農業委員になりまして、何年か前に直接私のほうへ連絡が来まして、こういう農地を処理したいんですけども、小川さんどういう方法がいいでしょうねというような相談がありました。私はこういう物件は扱ったことがないので、知恵があったら教えてくれという内容だったんですけども、そのとき、一番いいのは隣地の方に何とか相談したらいいのではないかという助言はした記憶があります。その物件であります。

去る6月22日に推進委員の石川さんとともに現地調査を行ったんですけども、相談を受けたときに、私が直接現地を調べましたので、今回は現地は行っておりません。

それで、譲受人の さん宅へ、石川さんと2人でお邪魔しまして、 さんは留守でありましたので、 から聞き取り調査を行いました。

そして、内容は、以前からこの土地は、 さんが元気だったため耕作していたという話であります。そして、今回本当は農地はこれ以上ほしくないというふうな問題であります。それでも強く相手の方から要請がありましたので、それではしょうがないという形で、今回譲り受けるという形で、今回の申請になったという話であります。

こういう点から、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。許可相当というふうに判断しましたので、皆様方のご審議よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

以上の点で、ご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

6月19日に、推進委員の泉津井さんと譲受人の さんのお宅に伺い、話を聞いてまいりました。

それによりますと、譲渡人の さんは高齢のため、また、後継者がいないということで、そろそろ身辺整理するというので、この土地を手放したいということで、 さんに相談しました。 さんも、この土地はもう十数年 さんに代わって耕作しているところでした。

この場所はもう基盤整備が終わってしまっていて、5反余りの土地も全部1枚になっておりまして、現在は田植えが済んできれいに管理されていました。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の鴻葦地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、水稻を耕作するものです。

今回の申請に当たり、譲受人及び譲受人の世帯員が所有する農地を確認したところ、複数の農地で雑草が繁茂し、耕作されていない状況を確認しております。農地法の耕作要件では、全ての農地を効率的に耕作することとなっておりますが、譲受人及び譲受人の世帯員が所有する農地が耕作されていないことを踏まえ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この件につきまして、6月20日に新井、荻原両推進委員と私で、申請人の さん宅でお話を聞きました。

まず、現地確認ですが、申請人の さんは耕作できないので、今現在第三者が と を稲作をやっています。この後 と 、 は草がすごい状態、手前は草が刈ってある。現地は今そんな感じです。

事務局の話のとおり、取得購入後の計画が不明瞭なことや さんが持っている農地が放棄地状態、一部は貸して作付しているところもありますが、このような状況で許可は難しいと考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

ただいま現況につきましては、お話を伺いましたけれども、事務局から、そのほかのところが草が生えていて管理されていないというふうにお聞きしましたけれども、そちらの物件についてはもともと持っていたものか、それとも今回と同じように売り物件、贈与物件等を他人から受けた物件かどうか、その辺お聞きいたします。

○4番（山岸和男君） 実は さんのところは私の家の なんです。うちへだんだん寄ってきたような状態なんです、農地はもともとはないんです、自分のところは。ありとあらゆる手法を使って農地を増やし、売れるところは売って、売れないところは放棄地として残っているというのが現状です。北川辺地区の西側の放棄地はほとんどこの人の農地かな、ひどいところは柳の木が生えているところもあります。ひどい状態で、そういう状況です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足いたします。

私が、農業委員会に来て2年と3カ月ですけれども、その間だと農地の取得はなかったと思います。それ以前に、農地を取得していたようです。そして、農地を取得して3年たった後、建築物を建てるなどの転用の許可を受けていた経緯はあったようですが、そのときはそのときで色々と審議して許可したと思いますが、これからは農地の取得に関しては耕作要件であったり、ほかの要件もありますので、しっかり確認していく必要があると思います。

4条、5条のお話になりますが、許可を受け建築物を建てたのちに、売却してしまうということは、元の申請内容と違いますから、それ相当の理由がない限りは、信用がないということになります。信用がないということは、許可できないという判断になりますので、今回、5条申請で、      さんの案件が取下げられましたけれども、いろいろ指導いたしまして、こういうことになりました。

以上でございます。

○会長（小川達男君）   ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）   それでは、ないようですので、採決いたします。

9番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君）   挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）   ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業を拡大のため、譲渡人は農業ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君）   ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君）   13番、中島です。

6月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の      さん夫婦に会い、いろいろお話を伺つてまいりました。

この土地は遺産相続の際に、      さんの      さんがもらったとのことでした。

は      さん、と      、      歳のときに      したとのことでした。ただ、      になつて

     したと言っていました。住まいが      なので遠いし、どうにもならないの

で、実家の      さんに買ってもらったとのことでした。

現地は管理されていました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に耕作ができるため、譲渡人は農作業が困難なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

6月17日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲渡人の さん、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲渡人の さんによりますと、相続した農地を調べてみたところ、以前に売買により譲渡した農地の一部が残っていることが分かり、今回の申請となったとのことでした。

譲受人の さんは、当時の購入者であり、現在の地主でもあり、この申請に同意しているとのことでした。

現地は耕作されておりませんが、管理されている農地で、今後は農地が一体的に耕作管理

できると思いました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び現況平面図4-1をご覧ください。

本案件は、の往診車の車庫及び従業員駐車場として使用していた土地が農地であることが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在申請地には車庫及び駐車場として使用している状況ではありますが、始末書が添付されており、今後においても車庫及び駐車場として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

さんは、  
で、昔からある古い  
です。申請地は昔馬小屋があ  
ったらしく、古くなって壊している。30年ぐらい前に車庫を建て、駐車場をつくり、申請  
地が農地だと分かり、今回農地法第4条の申請をし、訂正のための手続をするものです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

参考のためにちょっと聞きたいんですけども、こういう案件というのは、多分農家とか  
屋敷が広いお宅では結構日常茶飯事にあると思うんです。今回はその上に建物を建てるとか、  
権利の移動とかがないにもかかわらず、自らこういうふうなことを申請して手直しするとい  
うのは、ご本人がそういうふう希望したからですか。何か外的要因があつてこういうふう  
な形になったんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君）  
さんにつきましては、隣接地で、ここにまた  
の増築のような計画があるということで、それでいろいろお調べしていたところ、このよう  
なことが発覚したということで、ご相談に来て、申請いただけるような経緯でございます。  
以上です。

○次長（前島勝己君） 補足説明ですが、小川委員さんが言っていたように、追認という形は  
一般の家が多い状況です。これは農地法のことを知らなかったということで、国の運用通知  
などで、必ずしも認めないということではない。というふうになっております。今回は、一  
般の家ではありませんが、先ほど小山委員さんから、昔は、馬小屋があり、もともと耕作す  
るような形になっていなかったことから、そこに駐車場を作ってしまったということです。

の南側は一般の方が止める駐車場になっていますが、そこに従業員が止めるとなると、  
営業に支障をきたすことが想定されます。

こういった事から、落としどころになります。これは追認できないという判断になる事  
もあると思いますが、その辺を色々と加味して判断していただければと思います。よろしく  
お願ひします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひし

ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、自宅の建て替えに伴い、土地を調査したところ、農家用車庫・農家用物置の一部が農地に越境していることが判明したため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、始末書が添付されており、今後においても農家用車庫・農家用物置として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

6月21日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。代理人の さん、申請者の さんに現地対応をしていただきました。

先ほど事務局にありましたように、申請地は17年に相続により取得した土地で、自宅を建て替えようと思って土地を調査したところ、自家用の倉庫、物置の一部が農地にはみ出しているということが分かり、敷地拡張の申請をしたとのことでもあります。

現地を見ますと、しっかり測量してあり、境界ぐいで明確に標示してあり、問題はないかな、やむを得ないかなというふうに思いました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断いたしました。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び既存土地利用配置・利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、宅地への進入路が狭いため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地への進入路が現状3メートルであり、住宅等の建て替えに備え、建築基準法に抵触しないよう拡張するもので、やむを得ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

地区担当委員は、私14番小川ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、6月22日に推進委員の石川さんとともに現地調査を行いました。

利用計画図を見ながら説明をしたいと思います。

さん宅へ2人で訪問いたしまして、当日、本人と、あと同居している さんの2人がおりましたので、2人の立会いの下、4人でこの宅地の入り口ですか、今実際に使っている法定外道路の上で話をお伺いいたしました。

今回申請地の 、その南側の というのは、以前に さんの がここへ家を建てるということで申請して、許可が取れまして、今新築の家が出来たばかりです。それと、 と というのは実際は1つの畑でした。以前は梨畑で、そして、今回 の家を建てるということになりますと、基本どおりにやると、将来 さん宅の建て替えの工事は一切できなくなってしまう。進入道路がないんです。自宅へ5メートル道路がない。今回それを危惧いたしまして、今回の申請になったという話をお伺いいたしました。

そういう点から、何ら問題ないというふうに判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

何かご質疑、ご意見等がありましたらお受けしたいと思います。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

3番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図14ページ及び施設の配置図4-4をご覧ください。

本案件は、宅地に物置がなかったことから不便であり、農地へ物置を建ててしまったため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在申請地には物置が建っている状況ではありますが、始末書が添付されており、今後においても物置として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(瀬下京子君) 3番、瀬下です。

6月19日に、田村推進委員と の さん、 の さん、申請者の さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

ただいま事務局が説明したとおり、五、六年前に物置を設置いたしましたけれども、今回自宅を新築するに当たり、農地だったと判明して、今回の申請になったそうです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

4番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ、土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（1棟10戸）を建設するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月19日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんと の2人及び譲受人の さん、譲渡人の さんの8人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は県道 の南側で、 交差点に近く、 地内の既存集落と新興住宅が混在する中に、地目田の1，133平米で、足元に雑草が繁茂している現況です。この地域の農地は遊休農地がほとんどで、譲受人と譲渡人は をつくって売買することになったものです。

譲渡人の さんは高齢で病気があり、管理することができないので、手放すことにしたとのこと。このことにより、周囲の住宅には雑草等の悪影響が少なくなるのではないかと推察されます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページから18ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（8区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

6月20日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の の南側に位置し、足元に雑草が繁茂した2,664平米の地目畑です。

譲渡人の さんは、昔から農業をやめており、申請地は に長らく麦をつくってもらっていたとのこと、今後はそこへ委託しないで へ売買で手放すとのことでした。

もう一人の さんも同様とのことでした。

この件については、昨年11月の総会の案件で許可されたものですが、このときの譲受人の が経営の都合で取下げたため、今回は別の が入れ替わり、改めて許可申請をするものです。

申請地は、前回の7棟の建売住宅の建設から8区画の建築条件付売買予定地とするもので、遊休農地とならず、良好な地域の景観が期待されると思われま

す。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断をしました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（3棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草がありましたが、管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は今までお米をつくっており、住宅が隣にあり、お米がつくりづらくなり、1年前ほどに土地の売買の話があり、今回の申請に至ったとのことです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

議案書によりますと、 が168平米、位置図のほうを見ますと、

のほうが何か面積が大きく見えるんですけども、議案書のほうがあっているのか、位置図のほうがあっているのか、所有権移転登記のほうに関係してくると思うので、一応確認させていただきたいと思います。

○次長（前島勝己君） すみません、ちょっと今申請書を見ています。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

大変申し訳ございません。地図のほうの がこちらの誤表記で、正しい地番が三角になっているほうなんです、 が正しい地番になりますので、この地番の表記が間違えていたということで、面積は議案書のとおりになります。

以上でございます。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

○7番（小川達夫君） すみません、簡単な質問で申し訳ないんですけども、先ほどの質問で、 と ということで、おのおの面積には変わらないということで168平米と751平米となっておりますけれども、私の薄い知識ですと、建売住宅というか、この市街化調整区域に建てる敷地というのは、300平米以上だということが頭に入っておりますけれども、3棟建てるとういうふうはこの基準が、1棟は168平米ともう一つ751平米の中から幾らか持ってきて300平米にするのかどうか、その辺お聞きしたいんですけども。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ただいまのご質問なんですが、農地法上は特に最低の敷地面積はないんですけども、委員さんがおっしゃるとおり、都市計画法のほうで最低敷地300平米以上、1区画というのがあったんですが、こちらの178平米の土地については、そもそももう区画の変更がない

というところで、開発条項300以上でなくても1棟の区画として見られるという都市計画法上の判断だと思っております。

○7番（小川達夫君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 質疑の途中でございますけれども、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩時間につきましては、約10分程度といたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分



#### ◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、休憩前に引き続きまして審議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。

4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（20年）により土地を借り受け、駐車場とするもので、必

要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、  
・ の製造加工販売を行っておりますが、順調に業績を伸ばしており、正社員の増員に伴い、駐車場を確保する必要があるため計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

6月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人は ご存じの

さんです。会社で業績を伸ばしており、社員、パートを増やすため駐車場が必要となり、申請地の隣が さんの駐車場で、場所もよいため今回の申請に至ったとのこと

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、配置図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、市内において を経営しておりますが、建設資材の置場が不足し困窮しており、業務に支障を来しているため計画し

たもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

6月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

譲受人の さんは、市内で を営んでおり、仮設工事の足場材の資材置場、資材の清掃及び修繕をする用地が足りないとのことであり、この資材置場を確保し、業務拡大を図るため計画したとのことです。

譲渡人の さんは、現在 に住まいがあり、位置図にある家は住んでいないとのことです。現地は宅地の前に畑があり、背丈ぐらいの草が伸びていました。

資材置場、作業場として利用することにより、耕作放棄地を未然に防ぐことになり、土地を有効利用できると思いました。

また、宅地、家屋とも さんが購入済ということでした。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ、建築物・施設の配置図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築する

もので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この内容について、事前に6月15日に代理人であります さんに連絡し、 さんの確認した結果、 さんから説明を聞くことにいたしました。 さんというのは、譲渡人の さんの に当たります。それで、譲受人の さんは、 さんの ということ、 さんからみると に当たる人でございました。現地で6月17日に夢川推進委員さんと現地を確認し、説明を聞きました。

位置図のところを見ていただくと分かるんですけども、 ということ、 さんのたまたま さんの実家というか、 さんの家はちょっと入ったところの奥の約100メートルぐらい離れたところが実家になっております。もともと さんの話では、 さんは現在 と と3人でアパート暮らしをしているという話でありました。将来は実家のほうに家を建てたいということで計画しているということの話で、現在その畑のところはくいが打ってあって、準備が進められているということで確認をしてきました。

環境的にも特に問題ないということで、私たちは許可相当と判断いたしました。委員の皆さんに審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、24ページ及び土地利用計画図・給排水計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸家住宅（1棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

6月19日に、推進委員の金子さんと譲受人の さんとで現地確認を行いました。現地は、草は若干生えていましたけれども、適切に管理されておりました。

さんの既にやられている位置図のアパートがあります。これは さんの所有のアパートです。今回の申請になったのは、譲渡人の さん、この方が を買って欲しくないかという話がありまして、その隣地は、 さんという名前が出ていますけれども、これは です。 さんは で、 に話したところ、じゃ、やってみるかという形で売買になったと、そういうことでございます。

今回は3棟建てるのかな、もともと さんと さんは相続でここを取得したそうです。周りも住宅も建っていますし、やむを得ないのかなという感じがします。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の騎西地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の騎西・高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、24ページ及び土地利用計画図5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（1棟2戸）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

また引き続き同じ内容なんですけれども、この さんは で、 の土地を一応売買の形で さんの名前にしてアパートを建てると、そういうことでございます。

やむを得ないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の騎西・高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図・求積図の5－9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農

地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく6月19日に、推進委員の金子さん、代理人である、3人で現地確認をいたしました。

現地はきれいに整地されておまして、別に問題はないように判断いたしました。

譲渡人の さん、この方の実家がすぐ右に、 さんというここは実家です。相続で譲り受けたんですけれども、 さんは別に農家はできないので、どっちかという持て余してしまっていて、何とか処分したいという形で、今回の案件になったそうです。

やむを得ないという判断をいたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、27ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（7区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく6月19日に、推進委員の金子さん、  
、3人で現地確認いたしました。

譲渡人の  
さん、ちょっと会えなかったのですが、詳しい話は聞けなかったんですけども、現地は地図の  
という地番があるんですけども、これは畑になっているのかな、これがちょっと草が大分生えていました。ほかはもう、いわゆる宅地内なものですから、それなりに適正に管理されていました。

それで、  
は  
さんといった方なんですけれども、2年ぐらい前に亡くなりまして、  
が一応相続したんです。なかなか相続が進んでいなかったらしくて、今回は相続できたらしくて、今回の申請になったらしいです。

位置図の周りにもういっぱい家が建っているんですけども、かつては全部  
さんの陸田とか、畑だったんですね。みんな処分しまして、とうとう自宅も処分することになったんですね。ちょっといろいろな事情があるらしいんですけども、やむを得ないかなという判断をいたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図・配置図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農

地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく6月19日に、推進委員の金子さん、それから譲渡人である さんの3人で、現地を確認いたしました。

現地はもうきれいに整地されておりまして、この案件は、たしか2年ぐらい前に除外申請をしたと思います。 さんというのは さんの です。コメントに書いてあるように、今度ここに で家を建てると、そういうことでございますので、問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、配置図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことで、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

6月20日に、新井、荻原両推進委員と3人で、現地確認並びに聞き取りをいたしました。  
さんの宅地に、さん、なんです、ここに自己用住宅を建てるとい  
うことで今回の申請となりました。位置図なんです、申請地の、ここの上がったと  
ころ、これは の名前になっているそうなんです、相続が終わったので、  
さんの土地です。ここに申請書に書いてあるとおり、が の土地に家を建て  
るということで、この申請地の場所には現在 がありますが、橋脚を解体する計画で、  
許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願  
いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、32ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を敷地拡張するもので、必要添付書  
類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在の の駐車場は手狭であり、  
お盆やお彼岸等に駐車する車が非常に多く、路上にはみ出て駐車する車が出てきてしまうた  
め計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

6月19日に、田村推進委員と譲受人の代理であります の さん立会いの下、

現地調査並びにお話を伺いました。

現地は適正に管理されておりました。私も田村さんも、 さんには大変お世話になっているので、よく存じあげているのですが、現在の駐車場は大変狭く、路駐することもありたりで、ご近所からも大変苦情が出たということもありまして、申請地に関しましては、のすぐ裏にありまして、大変広く、駐車場に適していると思われま。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

6月19日に、田村推進委員と譲渡人の さん立会いの下、現地調査を、並びにお話を伺いました。

なお、譲受人の代理であります さんにご連絡をいたしましたが、遠方のため、現地調査の立会いは辞退したいということでしたので、お電話でお話を伺いました。

現地に関しましては、きれいに管理はされておりました。

譲渡人の　さんと　さんは数年前から耕作をされておられませんが、草の管理だけはきれいにされており。周辺には民家もなく、高い建物がないため、太陽光発電施設には適していると思われま。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図34ページ、土地利用計画図兼排水施設設計計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君）　13番、中島です。

6月21日の午後に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の　さん、代理の　さんとお会いしていろいろお話を伺つてまいりました。2人は　とのことでした。

　さんは、　したそうです。今の住まいが　なので、近いところに家を建てたいと思ひ、土地を探していたとのことでした。日当たりもよくいい土地が見つかったと喜ん

でございました。

草が1メートルぐらい生えておりましたが、管理はされている模様でした。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ、土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（30年）により土地を借り受け、駐車場兼資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在土木・建築建設全般を業として経営しておりますが、既存利用地が手狭であり、業務に支障を来しているため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

6月17日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さん、譲渡人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

譲渡人は高齢により耕作できないため、転用を考えていたとのことでした。

現地は耕作されていないが管理されている農地で、道路、農水路、宅地に接しており、転用後の支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ、配置図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在会社の車、社員の車の車庫として使用している倉庫を貸出しすることになったため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

6月17日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

さんによりますと、譲受人は事業の拡大に伴い、駐車場の拡張が必要となり、探していました。譲渡人は相続で取得しましたが、高齢のため耕作できないことから、処分を考えていたとのことでした。

現地は管理されている農地で、北側が耕作地に接しておりますが、U字溝で区分されており、転用後も耕作に支障はないように見えました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図・配置図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

6月19日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さん、譲渡人の さんから聞き取り調査、現地調査をいたしました。

譲渡人の さんによりますと、孫も大きくなり手狭になったことから、隣接する農地に自己用住宅を建設するとのことでした。

現地はソバ畑として耕作されている農地で、転用後に残った農地は、農機具の出入口等が確保され、日照等耕作に支障はないように見えました。

以上のことから、農地法の許可基準を満たしていると思われま

す。以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和6年(6月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受を希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。

それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

---

◇

### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について16件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、15ページをご参照ください。

「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、16ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用届出について9件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、17ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第5号、19ページをご参照ください。

「農地法第52条に基づく農地の賃借情報の提供について」でございますが、この一覧表は、令和5年度に設定された10アール当たりの賃貸借の実績でございます。地域ごとに最高額、最低額と極端な額及び物納を除いた平均額（100円未満四捨五入）を掲載しております。

また、それぞれ算出に用いた筆数と、使用貸借の筆数を掲載しております。

下段の括弧書きの数字は、前年度（令和4年度）のものでございます。

こちらの情報は広報紙やホームページで公表する予定でございます。

なお、この一覧表は、農地中間管理事業に係るものは除いておりますので、参考資料といたしまして、中間管理事業推進地区における賃借料一覧及び加須市農地中間管理事業推進地区位置図を本日お配りいたしておりますので、併せてご参照ください。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程いたしました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長さん、進行ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

今後、猛暑が続くと思われまますけれども、農作業等にも体を十分に注意していただきたいと思ひます。

それでは、これをもちまして、令和6年第6回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時20分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年6月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 瀬 下 京 子

署名委員 山 岸 和 男